

岐阜県公報

目次

岐阜県公有財産規則の一部を改正する規則	(管財課)	一
岐阜県庁内管理規則の一部を改正する規則	(同)	一
訓令 甲		
岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令	(同)	二
岐阜県県有自動車管理規程の一部を改正する訓令	(同)	二

規則

号外(5) 平成二十二年 四月 一日

岐阜県公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十号

岐阜県公有財産規則の一部を改正する規則

岐阜県公有財産規則(昭和三十九年岐阜県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「係るもの」の下に「並びに公安委員会における行政財産の使用許可及び行政財産の貸付けに係るもの」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県庁内管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十一号

岐阜県庁内管理規則の一部を改正する規則

岐阜県庁内管理規則(昭和六十年岐阜県規則第七十号)の一部を次のように改正する。第四条中「昭和三十年岐阜県規則第二十三号」を「平成元年岐阜県規則第三十八号」

に改める。
附則
この規則は、公布の日から施行する。

訓令 甲

岐阜県訓令甲第十二号

岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

庁中一般
各現地機関

岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令

岐阜県防火管理者規程（昭和三十六年岐阜県訓令甲第十八号）の一部を次のように改正する。

別表生物工学研究所の項を削り、同表自動車税事務所の項中「総務課長」を「県税課長」に改め、同表岐阜県総合医療センターの項から県立看護大学の項までを削り、同表南飛騨健康増進センターの項中「管理監」を「健康福祉政策課（下呂市駐在）政策企画担当課長補佐」に改め、同項の次に次のとおり加える。

身体障害者更生相談所	岐阜市鷺山向井	所長
------------	---------	----

別表中	折立職員アパート	岐阜市折立
	折立職員アパート	折立職員アパート
	竹鼻町職員アパート	岐阜
		羽島市竹鼻町

市折立
に改める。

附則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。
岐阜県訓令甲第十三号

岐阜県国有自動車管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

庁中一般
各現地機関

岐阜県国有自動車管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県国有自動車管理規程（昭和四十五年岐阜県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表現地用自動車の項第一号中「農業改良普及センターにあつては地域指導課長」を削り、同項第二号中「（農業改良普及センターに置かれるセンターにあつては計画担当又は地域担当のうち最も上席の者）」を削る。

附則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南一丁目一番一
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ

バイ・アール・テクノセンター